

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 生活困窮者緊急支援資金貸付規程

(設置)

第1条 生活困窮者緊急支援資金（以下「資金」という。）を貸付けることにより市民の生活を向上させ、もって福祉の増進を図るため、直方市社会福祉協議会生活困窮者緊急支援資金を設置する。

(資金の原資)

第2条 資金の原資は、寄付金16万円を財源とし、その額内を超えない範囲で、貸し付けることとする。

(管理)

第3条 資金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も有利な方法により保管しなければならない。

(貸付対象)

第4条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 直方市の市民で真に生活困窮者緊急支援資金貸付を必要とするものであること。
- (2) 生活福祉資金貸付の規定により福岡県社会福祉協議会等から生活福祉資金等の貸付又は直方市福祉事務所からの生活保護費の支給を受けることができる者であること。
- (3) 直方市の区域内に引き続き1月以上住所を有する者であること。

(貸付金額及び貸付方法)

第5条 資金の貸付金額は、生活福祉資金貸付等の規定に基づき仮算定した額又は生活保護費の月額額の10分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）以内の額で最高1万円を限度とし、現金で貸付する。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 貸付期間 福岡県社会福祉協議会等から生活福祉資金等の貸付又は直方市福祉事務所から生活保護費の支給を受ける日まで
- (3) 償還方法 現金による一括法

(貸付金の返還)

第7条 会長は、偽りその他不正な行為によって資金の貸付けを受けた者がいるときは、当該貸付金の全部を直ちに返還させるものとする。この場合においては、当該貸付金の貸付けの日から返還日までの日数に応じ、当該貸付金につき年14.6パーセントの割合で計算した違約金を当該貸付金に加算する。

(回収不能時の処理)

第8条 貸付から5年が経過し、回収不能となったときには、その氏名、貸付額、貸付月日、返還済額、差引未返還額及び回収不能の理由を附し、本会の予算から未返還相当額を資金に補填する。

2 回収不能とは、死亡、失踪等により返還が事実上できないものをいう。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。